

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① **顧客の本人確認**

② **使用目的の確認**

③ **販売記録の作成**

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>



容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様へ

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、

容器入りガソリン等※¹を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客※²に対し、

- ① **顧客の本人確認**
- ② **使用目的の確認**
- ③ **販売記録の作成** **を行うようお願いします。**

※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。

- ・日本産業規格(JIS) K 2201(工業ガソリン)若しくは JIS K 2202(自動車ガソリン)に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
- ・容器入りのままで販売されるもの(容器の最大容積が500ml以下のものを除く。)

※2 インターネット等を利用する通信販売において購入する場合も該当します。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

消防庁の取組みに関する詳しい情報は

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>



年 月 ガソリンの詰替え販売記録表

販売日	氏名	住所	本人確認の方法	使用目的	販売数量
			☐ 運転免許証 ☐ 継続顧客 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ パスポート ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ レジャー用 ☐ 林業用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ 工事・発電機用 ☐ その他（ ）	リットル
			☐ 運転免許証 ☐ 継続顧客 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ パスポート ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ レジャー用 ☐ 林業用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ 工事・発電機用 ☐ その他（ ）	リットル
			☐ 運転免許証 ☐ 継続顧客 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ パスポート ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ レジャー用 ☐ 林業用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ 工事・発電機用 ☐ その他（ ）	リットル
			☐ 運転免許証 ☐ 継続顧客 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ パスポート ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ レジャー用 ☐ 林業用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ 工事・発電機用 ☐ その他（ ）	リットル
			☐ 運転免許証 ☐ 継続顧客 ☐ マイナンバーカード ☐ 会員証 ☐ パスポート ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	☐ 農業用 ☐ レジャー用 ☐ 林業用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ 工事・発電機用 ☐ その他（ ）	リットル

※1 記録表への記載は、個人情報保護の観点から、他の顧客に見られないよう、当該事業所の従業員が記載するものとする。

※2 既に運転免許証等により本人確認が行われている場合や、顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名等を把握している場合（運用要領1（2）ア及びイの場合）は、顧客の住所、本人確認の方法欄の記載は省略することができる。

※3 当該事業所等が発行する会員証等が提示されている場合（運用要領1（2）ウの場合）は、「氏名」の欄に顧客の氏名に代えて会員番号を記載することができ、「住所」の欄の記載は省略することができる。

※４ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する社員証が提示されている場合（運用要領１（２）エの場合）は、「氏名」及び「住所」の欄に当該企業の名称、所在地を記載することができる。

ガソリンの詰替え販売注文書	
住 所	
氏 名	
使用目的	☐ 農業用 ☐ 林業用 ☐ 工事・発電機用 ☐ レジャー用 ☐ 自家用（除雪等） ☐ その他（ ）

本人確認の方法	数量
☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ 継続顧客 ☐ 会員証 ☐ 社員証 ☐ その他（ ）	リットル

リッ
トル